



6 入学後の医療的ケアについて

学びの場を問わず、学校生活を送るうえで必要な医療的ケアについては、就学相談時にお話を伺い、対応方法について検討していきます。

学校には、医師が駐在していないため、医療的ケアの実施にあたっては、【医師の指示書】のもと、原則看護師が対応いたします。看護師が学校生活において医療的ケアを安全に実施するために、ケアの内容や手技等において御相談する場合があります。

(肢体不自由特別支援学校では、喀痰吸引など特定行為の研修を修了した教員や学校介護職員も医療的ケアを実施しています。)



WEB サイト

『東京都教育委員会 医療的ケア』



7 もし、入学した学校が子どもに合っていないと感じたら？

就学時に決定した学びの場は、お子さんの成長や適応の状況、学校環境等により、必要に応じて変更（転学）の相談ができます。

お子さんの障害の状態の変化や様々な事情等がある場合、まずは担任の先生へ御相談ください。

転居を伴わない転学については、原則、年度替わりとなります。

